

ICT 活用工事における各実施要領の主な改定点

（令和 6 年 4 月 1 日）

1. ICT 活用工事（土工）の発注者指定簡易型の対象を拡大

改定前	掘削又は盛土のいずれかの小計が 1,000m ³ 以上のもので、 <u>且つ予定価格（消費税を含む）が 5 千万円以上のもの。</u>
改定後	掘削又は盛土のいずれかの小計が 1,000m ³ 以上のもの。

* 発注者指定簡易型は、個々の ICT 施工技術のうち「ICT 建設機械による施工」
又は「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかは実施する形式

2. ICT 活用工事取組証の記載内容の変更

総合評価落札方式（建設工事）の運用の改正に伴い、ICT 活用工事取組証に
「引渡し年月日」を記載する。